

- 2022年10-12月期の米実質GDP成長率（速報値）は、前期比年率+2.9%と堅調な伸びに
- 民間住宅投資の大幅なマイナス寄与が継続する一方、個人消費支出や民間在庫投資等がプラス寄与となり全体を押し上げ
- 債務上限問題による米国債のデフォルトは回避される可能性が高いとみられるが、当面は先行き不透明な状況が続く見込み

米国の2022年10-12月期実質GDP成長率は前期比年率+2.9%の伸びに

米商務省が1月26日に公表した2022年10-12月期の実質GDP成長率（速報値）は前期比年率+2.9%と、7-9月期（同+3.2%）に続き、2四半期連続のプラス成長となりました（図表1）。

項目別では、民間住宅投資が大幅なマイナス寄与となりました。期中の米住宅ローン金利が高水準で推移したこと等もあり、前期比年率▲26.7%もの大幅な落ち込みとなりました。一方、個人消費支出は、サービス消費の伸びに加え、財消費が4四半期ぶりに増加し、プラス寄与となりました。さらに、民間在庫投資の増加も全体を大きく押し上げました。なお、純輸出はプラス寄与となりましたが、輸入・輸出ともに前期から減少しました（輸入が輸出を上回り減少）。また、民間設備投資は増加しましたが、増加幅は前期から縮小しました。

10-12月期の実質GDP成長率は、米経済の底堅さを示す結果となりました。しかし、FRB（米連邦準備理事会）の利上げ等を背景に個人消費支出や民間設備投資の伸びが鈍化していることや、今後も10-12月期のような民間在庫投資の積み増しが継続する可能性は低いとみられることなどから、米経済は今後徐々に減速していくと考えます。

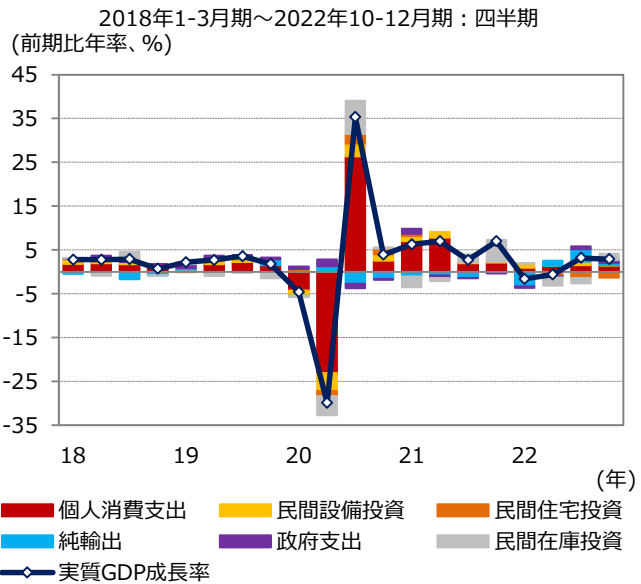
連邦債務の法定上限問題が浮上

米国では、1月に連邦債務残高が法定上限に到達し、財務省が特別措置による一時的な資金繰りを開始しました（図表2）。米国には連邦債務残高の法定上限があり、連邦政府は上限を超えて国債を発行することが出来ません。そのため、上限に到達した際は、議会が上限の適用を停止するか、上限を引き上げる必要があります。イエレン財務長官は、今回の特別措置により少なくとも6月上旬より前までに資金が枯渇するおそれは低いとしています。議会が対応を講じなければ、米国債はその後、債務不履行（デフォルト）に陥ります。

連邦債務が法定上限に到達した過去の経緯を踏まえると、今回もデフォルト目前で議会が対応を講じる可能性が高いとみられます。しかしながら、下院の多数政党である共和党が債務上限の引き上げの条件として歳出削減を要求していること等を鑑みると、議会での交渉は難航するとみられ、夏場にかけて先行き不透明な状況が続く見込みです。

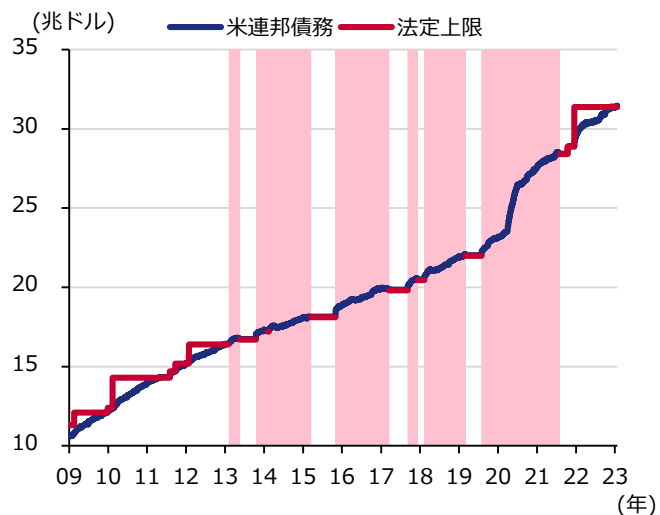
（調査グループ 枝村嘉仁 12時執筆）

図表1 米実質GDP成長率と項目別寄与度



出所：リフィニティブのデータを基にアセットマネジメントOneが作成

図表2 米連邦債務と法定上限



※網掛け部分は法定上限停止期間
期間：2009年1月1日～2023年1月24日（日次）
出所：ブルームバーグのデータを基にアセットマネジメントOneが作成

※上記図表などは、将来の経済、市況、その他の投資環境にかかる動向などを示唆、保証するものではありません。

※巻末の投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項を必ずお読みください。



アセットマネジメントOne

商号等 / アセットマネジメントOne株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第324号
加入協会 / 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項

【投資信託に係るリスクと費用】

● 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、株式、債券および不動産投資信託証券（REIT）などの値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替リスクもあります。）に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

● 投資信託に係る費用について

[ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。]

■ お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料：上限3.85%（税込）

換金時手数料：換金の価額の水準等により変動する場合があるため、あらかじめ上限の料率等を示すことができません。

信託財産留保額：上限0.5%

■ お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）：上限年率2.09%（税込）

※上記は基本的な料率の状況を示したものであり、成功報酬制を採用するファンドについては、成功報酬額の加算によってご負担いただく費用が上記の上限を超過する場合があります。成功報酬額は基準価額の水準等により変動するため、あらかじめ上限の額等を示すことができません。

その他費用・手数料：上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。投資信託説明書（交付目論見書）等でご確認ください。その他費用・手数料については定期的に見直されるものや売買条件等により異なるため、あらかじめ当該費用（上限額等を含む）を表示することはできません。

※ 手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することはできません。

※ 上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、アセットマネジメントOne株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。

※ 投資信託は、個別の投資信託ごとに投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国が異なることから、リスクの内容や性質、費用が異なります。投資信託をお申し込みの際は、販売会社から投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、または同時にお渡しますので、必ずお受け取りになり、内容をよくお読みいただきご確認のうえ、お客さまご自身が投資に関してご判断ください。

※ 税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

【ご注意事項】

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成したものです。
- 当資料は、情報提供を目的とするものであり、投資家に対する投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。
- 投資信託は、
 1. 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象ではありません。
 2. 購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
 3. 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。